

同一労働
同一賃金
への対応に
向けて

基本給について職務分析・職務評価 コンサルティングを受けてみませんか

～「職務評価コンサルタント」を全国どこでも無料派遣～

働き方改革関連法が施行されます

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。

※パートタイム・有期雇用労働法の施行は令和2年4月1日。中小企業は令和3年4月1日から適用。



いわゆる同一労働同一賃金（同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止）への対応の一助として、職務分析・職務評価を活用して、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の基本給に関する均等・均衡待遇の状況を確認してみませんか。

- 職務評価に関する専門知識を持った「職務評価コンサルタント」が伺います
- 1社あたり最大6回訪問の充実支援
- 訪問日時は企業のご都合に合わせてます

職務分析・職務評価とは

職務分析とは、職務に関する情報を収集・整理し、職務の内容を明確にすることです。また、職務評価は、社内の職務内容を比較して、その大きさを相対的に測定する手法です。正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の基本給について、待遇差が不合理かどうかの判断や、公正な待遇を確保するための賃金制度等を検討する際に有効です。

コンサルティングで実現可能なこと

- ・ 職務（仕事）の棚卸
- ・ 職務評価の実施
- ・ 均等・均衡待遇の状況チェック
- ・ パートタイム労働者・有期雇用労働者の等級制度・賃金制度の設計（見直し）方針の作成

対象企業

- ・ 働き方改革法の施行に向けて、基本給の点検・検討についてお悩みのある企業
- ・ パートタイム労働者・有期雇用労働者の活用にあたり、獲得・定着化などにお悩みのある企業
- ・ 職務評価に関心のある企業

コンサルティングのお申込み方法は、裏面をご確認ください

[お申込み]



WEBでのお申込み

▶ <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/estimation/support/>



FAXでのお申込み

▶ 03-6869-0876

下記の申込用紙にご記入の上、FAXにてPwCコンサルティング
合同会社 職務分析・職務評価事務局まで送信ください。

[申込用紙]

企業名 【必須】		担当者 氏名 【必須】		
主たる業種 【必須】		部署名		
住所	〒	役職名		
		メールアドレス		
		全従業員数 【必須】		
電話番号 【必須】		パートタイム・ 有期雇用労働者数 【必須】	パートタイム労働者	有期雇用労働者
当事業を どこで 知りましたか	<input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価セミナー <input type="checkbox"/> 行政の広報、メルマガ <input type="checkbox"/> 事業主団体の広報、メルマガ <input type="checkbox"/> 社会保険労務士からの紹介 <input type="checkbox"/> その他()			

[参 考]

職務分析・職務評価導入支援サイト

【パート・有期労働ポータルサイト（厚生労働省委託事業）内】
<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/estimation/>



[関連セミナーのご紹介]

「職務分析・職務評価」の内容を聞いてから自社で導入するか検討したいという方は、セミナーも開催していますので、ご参加ください。

**職務分析・職務評価
セミナー**
パートタイム労働者・有期雇用労働者の納得度を高めやる気を引き出す **無料**

[お問い合わせ]

PwCコンサルティング合同会社 職務分析・職務評価事務局(委託先)

E-mail : kanri@part-estimation.jp

TEL: 03-6869-2015 FAX: 03-6869-0876